



## シンガポール:サーキット・ブレーカーの延長に関するアップデート（新型コロナウイルス感染症関連）（2020年4月22日時点）

執筆者:山中 政人、吉本 智郎

シンガポールは、2020年4月7日、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大を抑止するため、欧米諸国で取られているロックダウンに類似する、「サーキット・ブレーカー」措置を導入しました。サーキット・ブレーカーは、当初、2020年5月4日までの期間が予定されていたところ、シンガポール政府は、同年4月21日、同措置を同年6月1日まで延長し、それに伴う規制強化、支援策の延長などを発表しました。本稿では、これらの内容のうち主として事業者に影響するものについて概説致します。なお、前提となる従前の措置に関しては、[発行済みの弊所アジアニューズレター「シンガポール:サーキット・ブレーカー、暫定措置法及び経済支援パッケージに関するアップデート（2020年4月9日時点）」](#)をご参照下さい。

### I. サーキット・ブレーカーの延長

サーキット・ブレーカーに基づき、シンガポールに所在する企業は在宅勤務を義務付けられ、在宅勤務ができない事業所は閉鎖することが求められています。この期間について、当初予定されていた2020年5月4日からさらに4週間、同年6月1日までの延長が発表されました。

### II. 「必要不可欠なサービス」のさらなる限定など

サーキット・ブレーカー中であっても、医療関係、食料供給、物流などの必要不可欠なサービス(Essential Services)を提供する事業者、必要不可欠なサービスに関連するサプライチェーン、及びグローバルサプライチェーンの一端を担うサービスに従事する事業者は例外的に事業所での活動を継続することができますが、当該「必要不可欠なサービス」の対象もさらに限定されることにな

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

りました。当該限定後の「必要不可欠なサービス」のリストは、脚注<sup>1</sup>の政府運営サイトにおいて更新され、貿易産業省 (Ministry of Trade and Industry、以下「MTI」という。)の発表によれば、以下の3つがその内容であるとされています。

- ① これまでは認められてきた重要性の低い消費者向けサービス(飲料水専門店、美容院、ケーキ屋など)の追加停止
- ② 特定の消費者向けサービスに対するさらなる営業制約(例えば、ペット用品店やクリーニング店につきオンライン営業(実店舗の閉鎖)のみへの移行)
- ③ これまで営業を許可されていた一部の事業者(特に、相対的に重要性が低い産業セクターの事業者)の事業所における事業の閉鎖。その対象となる事業者は、別途、MTI から通知がなされ、24 時間以内に事業所を閉鎖すべきものとされています。

これらの強化措置以降も事業所における営業が認められる事業者についても、在宅勤務ができない必要最小限の人員のみを事業所に配置し、当該人員を届出すること、異なる事業所間での人員の物理的交流が生じないようにすること、事業所における従業員間の安全間隔が保たれるように措置を講じること、従業員にマスクを着用させること、及び従業員の入退館を記録するシステム(「SafeEntry」という政府指定のシステムが推奨されています<sup>2</sup>)を導入することなどが義務付けられます。これらの義務に違反した場合、初回であれば SGD1,000、二回目以降はそれ以上の額の罰金が科され、また訴追される可能性もあります。

また、一般的にも、これ以上の感染拡大を回避するため、シンガポールにいる全ての人に対し、改めて、食品及び生活必需品の調達や生活維持のために必要な場合を除いて外出をしないなど、サーキット・ブレーカーの遵守が強く求められています。例えば、幼児や介護が必要な者に同伴して行動する必要がある場合を除き、買い物や運動のために外出をする場合でも、一人で外出することが求められています。

なお、これらの措置については、最低でも 2020 年 4 月 21 日から同年 5 月 4 日まで導入されるとされており、新型コロナウイルスの感染状況が大きく改善されれば、徐々に解除されていく可能性が示唆されています。

### Ⅲ. 経済支援パッケージの延長

サーキット・ブレーカー期間の延長に伴い、経済支援期間の延長も決定されています。すなわち、シンガポール政府は、2020 年 3 月 26 日、Resilience Budget と呼ばれる約 480 億シンガポールドルの経済支援パッケージ(以下「レジリエンス予算」という。)を、同年 4 月 6 日、サーキット・ブレーカーを見据えて Solidarity Budget と呼ばれる約 51 億シンガポールドルの経済支援パッケージ(以下「ソリダリティ予算」という。)を公表しておりましたが、同年 4 月 21 日、財務省(Ministry of Finance)は、以下の支援についての延長を発表しました。

#### 1. ジョブズ・サポート・スキーム (JSS)

シンガポール政府は、ソリダリティ予算に基づき、ローカル従業員に支払われる月額給与総額(但し、従業員 1 人あたり SGD4,600 を上限とする。)に関し、サーキット・ブレーカーが導入される 4 月中についての助成を 75%まで拡充することとしたところ、5 月についても、75%の助成が継続されることになりました。また、助成の対象に、会社の株主兼取締役であった、2019 年度の課税所得が SGD100,000 以下であった者も含まれることになりました。6 月以降は、レジリエンス予算における決定のとおり、業種に応じた 25~75%の助成に戻るようになるものと理解されます。

<sup>1</sup> <https://covid.gobusiness.gov.sg/essentialservices>

<sup>2</sup> <https://www.ndi-api.gov.sg/safeentry>

2. 外国人労働者雇用の負担軽減

単純労働者向けの就労ビザであるワークパーミット及び中技能者向けの就労ビザであるSパスを保有する外国人を雇用する企業については外国人雇用税(Foreign Worker Levy)が課されること、サーキット・ブレイカー期間中は、外国人雇用税は免除され、かつ、今年に入り納税された外国人雇用税について、上記外国人労働者 1 人につき SGD750 が還付されます。これらの期間についても、サーキット・ブレイカー延長に伴い、5 月末まで延長されることになりました。



やまなか まさと  
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表  
[m\\_yamanaka@jurists.co.jp](mailto:m_yamanaka@jurists.co.jp)



よしもと ともろう  
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 カウンセル弁護士  
[t\\_yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:t_yoshimoto@jurists.co.jp)



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp  
カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

**西村朝日台湾法律事務所**  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。